

様式第9号（第7条関係）

（表）
認定こども園変更届出書

第 年 月 日
号

（宛先）
滋賀県知事

設置者 住 所
（所在地）
氏 名
（名称および代表者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、認定こども園の運営内容等の変更について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 施設の名称

2 変更事項

変 更 前	変 更 後

3 変更理由

4 変更予定年月日

(裏)

注1 この届出書は、次に掲げる事項（幼保連携型認定こども園にあっては、(1)から(3)まで、(7)、(9)および(14)に掲げる事項を除く。）の変更をしようとするときに提出してください。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地
- (3) 設置の目的（設置者が市町以外者である場合に限る。）
- (4) 設置主体の代表者
- (5) 園長
- (6) 保育を必要とする子どもに係る利用定員および保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員
- (7) 園則（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条各号に掲げる事項を変更する場合に限る。）
- (8) 実施する子育て支援事業の内容
- (9) 園地、園舎その他設備の規模および構造ならびにその図面
- (10) 施設設備の概要（園舎、園庭、乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の面積に変更がある場合に限る。）
- (11) 利用料の額
- (12) 満3歳以上の園児について編制する学級数
- (13) 教育または保育の目標および主な内容
- (14) 経費の見積りおよび維持方法（設置者が市町以外の者である場合に限る。）

2 添付書類として、次のものを添付してください。

- (1) 変更しようとする事項の内容および当該変更後の事項が幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあっては滋賀県認定こども園の認定に関する条例で定める要件を、幼保連携型認定こども園にあっては滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例で定める基準を満たすことを確認することができる書類
- (2) 変更しようとする事項（注1の(1)から(7)までに掲げる事項に限る。）が承認された理事会の議事録またはその写し
- (3) 設置者が市町以外者である場合で、変更しようとする事項が設置者の代表者または園長の変更であるときにあっては、これらの者に係る就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨の誓約書

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。